

## 秋田県こどもの安心・安全対策支援事業実施要綱

### (通則)

第1条 こどもの安心・安全対策支援事業費補助金は、予算の範囲内において交付するものとし、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）及び秋田県健康福祉部障害福祉課関係補助金等交付要綱に定めるもののほか、この実施要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助事業は、秋田県内の障害児通所支援事業所において、送迎用バス等への安全装置等の設置、ICTを活用した子ども見守りサービス等の機器の導入、登降園管理システムに係る経費の補助を行うことで、子どもの安全を守るための万全の対策を講じるとともに、子どもを預けている保護者の不安解消を図ることを目的とする。

### (対象事業者)

第3条 この補助事業の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、秋田県内の児童発達支援センター、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所とする。ただし、児童福祉法（昭和22年法律第164号（以下「法」という。））第21条の5の3第1項による指定及び法第21条の5の16第1項による指定の更新を秋田市が行う者を除く。

### (補助対象)

第4条 この補助金は、補助事業者が実施する次の事業を交付の対象とする。

- ① 送迎用バス等の改修事業  
送迎用バス等に、子どもの置き去り事故の防止に役立つ安全装置の設置等を行うこと。
- ② ICTを活用した子どもの見守り事業  
ICTを活用した子どもの見守りサービス等の安全対策に資する機器等を導入すること。
- ③ 登降園管理システム事業  
適切な登降園管理を行うための登降園管理システムを導入すること。

### (補助金の額等)

第5条 この補助金の交付額は、別表に定める区分ごとに次により算出された額とする。ただし、補助事業者ごとの算出額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする（第4条の①を除く。）。

#### (1) 第4条の①の事業

施設又は事業所ごとに、別表に定める基準額と対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と比較して少ない方の額を交付額とする。

#### (2) 第4条の②及び③の事業

施設又は事業所ごとに、別表に定める基準額と対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額と比較して少ない方の額に5分の4を乗じた額を交付額とする。

(交付の条件)

第6条 補助金の交付を決定するに当たっては、次の条件を付すものとする。

(1) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別紙様式1により、速やかに知事に報告すること。

なお、補助事業者が自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社又は本所等（以下「本部等」という。）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上げ割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還すること。

(2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日。）の属する年度の終了後5年間保管すること。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管すること。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

## 別表

事業名	対象事業者	基準額	対象経費	補助率
①送迎用バス等の改修事業	児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所	1台あたり175千円までを上限とした実費に対する定額補助	送迎用バス等の改修事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事を含む）、リース料、導入費用	定額
②ICTを活用した子どもの見守り事業	児童発達支援センター、児童発達支援事業所	1施設・事業所あたり200千円	ICTを活用した子どもの見守り事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用	4/5
③登降園管理システム事業	児童発達支援センター、児童発達支援事業所	ア 端末購入を行わない場合 1施設・事業所あたり200千円  イ 端末購入を行う場合 1施設・事業所あたり700千円	登降園管理システム事業を実施するために必要な装置・機器の購入費（装置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用	4/5